

①

平成28年9月23日招集

埼玉県議会定例会議案

目 次

	頁
第 9 2 号議案 平成 2 8 年度埼玉県一般会計補正予算（第 2 号）	1
第 9 3 号議案 平成 2 8 年度埼玉県公営競技事業特別会計補正予算（第 1 号）	6

第92号議案

平成28年度埼玉県一般会計補正予算（第2号）

平成28年度埼玉県一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,383,040千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,882,434,991千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の追加は、「第2表継続費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金		3,084,632	3,991	3,088,623
	2 負担金	2,846,244	3,991	2,850,235
9 国庫支出金		176,391,419	568,921	176,960,340
	2 国庫補助金	43,249,801	568,921	43,818,722
13 繰越金		499,216	20,128	519,344
	1 繰越金	499,216	20,128	519,344
14 諸収入		36,328,180	30,000	36,358,180
	4 受託事業収入	2,802,969	30,000	2,832,969
15 県債		240,356,000	760,000	241,116,000
	1 県債	240,356,000	760,000	241,116,000
歳入	合計	1,881,051,951	1,383,040	1,882,434,991

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 農 林 水 産 業 費		22,819,769	62,380	22,882,149
	1 農 業 費	8,877,659	62,380	8,940,039
7 商 工 費		17,192,446	34,828	17,227,274
	2 観 光 費	123,067	34,828	157,895
8 土 木 費		106,116,129	972,132	107,088,261
	2 道 路 橋 り ょ う 費	45,088,578	869,930	45,958,508
	4 都 市 計 画 費	21,617,044	102,202	21,719,246
11 災 害 復 旧 費		31,293	313,700	344,993
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	19,873	38,700	58,573
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	11,420	275,000	286,420
歳 出	合 計	1,881,051,951	1,383,040	1,882,434,991

第2表 継続費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
6 農林水産業費	1 農業費	次世代技術実証・普及センター(仮称)整備事業費	144,336	平成28年度 平成29年度	62,380 81,956

第3表 地方債補正

追 加

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農林施設災害復旧事業	12,000	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
都市施設災害復旧事業	275,000	同	同	同

変 更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後				
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	
農業技術研究センター 施設整備事業	495,000	普通貸借又は証券 発行（他の地方公 共団体との共同発 行を含む。）。た だし、発行価格が 額面金額を下回る ときは、その発行 価格差減額をうめ るため必要な金額 を限度額に加算し た金額とすること ができる。	10%以内。ただ し、利率見直し 方式で借り入れ る資金につい て、利率の見直 しを行った後に おいては、当該 見直し後の利率 とする。	政府資金について はその融通条件に より、銀行その他 の場合はその債権 者と協定した融通 条件による。ただ し、県財政の都合 により据置期間を 短縮し、若しくは 繰上償還又は低利 に借り換えること ができる。	557,000				(補正前に同じ。)
道 路 事 業	5,034,000	同	上	同	上	5,430,000			(同 上)
街 路 事 業	1,737,000	同	上	同	上	1,752,000			(同 上)

平成28年9月23日提出

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

第93号議案

平成28年度埼玉県公営競技事業特別会計補正予算（第1号）

平成28年度埼玉県公営競技事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 債務負担行為の追加は、「別表債務負担行為補正」による。

別表 債務負担行為補正

追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
自転車競技開催業務委託	平成29年度から 平成33年度まで	各年度における事業収入から施行者が負担すべき費用の額及び施行者収益に相当する額を控除した額の合計額

平成28年9月23日提出

埼玉県知事 上 田 清 司